

令和8年

上尾市教育委員会3月定例会  
議案資料

## 目 次

議案第 1 7 号 資料 .....	1
議案第 2 2 号 資料 .....	5
議案第 2 3 号 資料 .....	1 3
議案第 2 4 号 資料 .....	2 8
議案第 2 5 号 資料 .....	3 7
議案第 2 6 号 資料 .....	4 0

新旧対照表（2月定例会協議以降）

意見NO	該当ページ	新（3月議案）	旧（2月協議）	修正内容	備考
1	10～22	レイアウト調整		改ページ箇所を修正	2月定例会協議の意見
2	11	<p><b>施策3 ICT教育の推進</b></p> <p><b>成果</b></p> <p>・小・中学校共に学習者用端末の仕様(OS)の統一によりICT教育の学習環境を整備しました。</p>	<p><b>施策3 ICT教育の推進</b></p> <p><b>成果</b></p> <p>・小・中学校共に学習者端末の仕様(OS)の統一によりICT教育の学習環境を整備しました。</p>	<p>文言修正</p>	
3	13、56	<b>「安全・安心」</b>	<b>安心・安全</b>	給食の計画の表現に合わせ修正	
4	23～25	<b>「第3期計画における実績値の比較」を追記</b>	(新規)		2月定例会協議の意見
5	38	<p><b>施策体系</b></p> <p><b>目標2 豊かな心の育成</b></p> <p>スクールレイヤーの<b>効果的</b>な活用</p>	<p><b>施策体系</b></p> <p><b>目標2 豊かな心の育成</b></p> <p>スクールレイヤーの活用</p>	本文のとおり修正	
6	39	<p><b>施策体系</b></p> <p><b>目標5 多様なニーズに対応した教育の推進</b></p> <p><b>関係機関との協力と連携の推進</b></p>	<p><b>施策体系</b></p> <p><b>目標5 多様なニーズに対応した教育の推進</b></p> <p><b>各学校種間の協力と連携の推進</b></p>	本文のとおり修正	
7	40、86	<p>目標8 生涯にわたる豊かな学びの推進</p> <p>施策2 4 学びを支える体制の推進</p> <p>主な取組 四つ目</p> <p>▶生涯学習推進体制の<b>充実</b></p>	<p>目標8 生涯にわたる豊かな学びの推進</p> <p>施策2 4 学びを支える体制の推進</p> <p>主な取組 四つ目</p> <p>▶生涯学習推進体制の<b>整備</b></p>	文言修正	
8	42～100	<p><b>本文中の指標</b></p> <p>現状値</p>	<p><b>本文中の指標</b></p> <p>現状値</p>	文言修正	
9	50	<p><b>主な取組</b></p> <p>▶<b>児童生徒の諸課題に対応するための生徒指導体制の充実</b></p> <p>② 長期欠席状態の児童生徒に対して、より良い成長と自立を促し、学校復帰及び社会的自立を目指した指導支援を行う教育相談対応、学校適応指導教室、<b>校内教育支援ルーム（SSR：スペンヤルサポートルーム）</b>の運営を行います。</p>	<p><b>主な取組</b></p> <p>▶<b>児童生徒の諸課題に対応するための生徒指導体制の充実</b></p> <p>② 長期欠席状態の児童生徒に対して、より良い成長と自立を促し、学校復帰及び社会的自立を目指した指導支援を行う教育相談対応、学校適応指導教室、<b>校内支援ルーム</b>の運営を行います。</p>	文言修正	
10	59	<p>目標4 自立する力の育成</p> <p>施策1 0 キャリア教育・職業教育の推進 現状と課題一つ目</p> <p>○ 社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくためには、社会人・職業人としての基礎となる知識・技能などを身に付ける<b>ことが大切です</b>。そのため、各学校段階に                      応じた体系的・系統的なキャリア教育・職業教育を推進し、児童生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて<b>基礎となる</b>資質・能力を育成する取組を通じて、<b>一人一人のキャリア発達</b>を促進する必要があります。</p>	<p>目標4 自立する力の育成</p> <p>施策1 0 キャリア教育・職業教育の推進 現状と課題一つ目</p> <p>○ 社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を表現していくためには、社会人・職業人としての基礎となる知識・技能などを身に付ける<b>必要があります</b>。そのため、各学校段階に                      階に応じた体系的・系統的なキャリア教育・職業教育を推進し、児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて<b>必要となる</b>資質・能力を育成する取組を通じて、<b>社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を表現していくキャリア発達</b>を促進する必要があります。</p>	文言修正	

新旧対照表（2月定例会協議以降）

意見NO	該当ページ	新（3月議案）	旧（2月協議）	修正内容	備考
11	65	<p>▶不登校児童生徒への支援の推進</p> <p>② 各校が設置した<b>校内教育支援ルーム（SSR：スペイン語サポートルーム）</b>に、サポートチームチャーター（SRT）を配置し、自分のクラスに入りづらいうち空間の中で自分合ったペースで学習・生活できる環境整備を推進します。</p>	<p>▶不登校児童生徒への支援の推進</p> <p>② 各校が設置した<b>スペイン語サポートルーム（SSR）</b>に、サポートチームチャーター（SRT）を配置し、自分のクラスに入りづらいうち空間の中で自分合ったペースで学習・生活できる環境整備を推進します。</p>		
12	69	<p>③ 帰国児童生徒や外国人児童生徒などが学校生活へ円滑に適応できるように、学校からの要請に基づいて日本語指導職員を派遣し、日本語指導が必要な児童生徒に対する教育支援の充実を図ります。</p>	<p>③ 帰国児童生徒・外国人児童生徒などが学校生活へ円滑に適応できるように、学校からの要請に基づいて日本語指導職員を派遣し、日本語指導が必要な児童生徒に対する教育支援の充実を図ります。</p>	文言修正	
13	72	<p><b>目標6 新しい時代の学びにふさわしい教育環境づくりの推進</b></p> <p><b>施策17 学校の組織運営改善 現状と課題四つ目</b></p> <p>○ 学校は、保護者や地域住民の<b>要望</b>を把握し、<b>それを</b>学校運営に<b>活かすことが求められます。そして、地域の人々と協力してみんなが「魅力ある学校づくり」を進める</b>ことが必要です。</p>	<p><b>目標6 新しい時代の学びにふさわしい教育環境づくりの推進</b></p> <p><b>施策17 学校の組織運営改善 現状と課題四つ目</b></p> <p>○ 学校は、保護者や地域住民の<b>願い</b>を把握し、学校運営に<b>反映させることも、地域とともに「魅力ある学校づくり」を行うこと</b>が必要です。</p>	文言修正	
14	76	<p>③ 各学校で心肺蘇生法研修の体験的な学習を実施し、緊急時における適切な行動を身に付けさせるとともに、命を大切にすることや共助の精神の醸成を図ります。</p>	<p>③ 各学校で心肺蘇生法研修の体験的な学習を実施し、緊急時における適切な行動を身に付けさせるとともに、命を大切にすることや共助の精神の醸成を図ります。</p>	文言修正	
15	78	<p><b>目標6 新しい時代の学びにふさわしい教育環境づくりの推進</b></p> <p>JIS規格に準拠した机の整備割合 現状値 <b>(R7)</b></p>	<p><b>目標6 新しい時代の学びにふさわしい教育環境づくりの推進</b></p> <p>JIS規格に準拠した机の整備割合 現状値</p>	このみR7の実績値であるため 文言修正	
16	87	<p><b>指標25 人をつなぎ未来へつなぐ学習機会の展開</b></p> <p><b>主な取組 三つ目</b></p> <p>▶<b>産学官民の連携</b></p> <p>② <b>市民へ、より高度かつ多様な学習機会を提供するため、民間企業との協働・連携を進めて</b>いきます。</p>	<p><b>指標25 人をつなぎ未来へつなぐ学習機会の展開</b></p> <p><b>主な取組 三つ目</b></p> <p>▶<b>産学官民の連携</b></p> <p>② <b>行政と企業との協働によって、より高度で多様な学習機会を市民に提供するための、企業と連携して</b>いきます。</p>	文言修正	
17	91,105	<p>公民館講座参加者アンケート「今までにどのくらい公民館講座に参加されましたか」という質問に「はじめて」と回答した人の割合。</p>	<p>公民館講座参加者アンケート「今までにどのくらい公民館講座に参加されましたか」という質問に「はじめて」と回答の<b>あつた</b>割合。</p>	表現統一	
18	92	<p><b>目標9 文化芸術の振興と伝統文化の継承</b></p> <p><b>施策27 文化芸術の振興 現状と課題 二つ目</b></p> <p>○ <b>文化芸術活動を行うために、文化芸術活動を行う市民が自主的かつ積極的に取り組むことができる機会を提供することも、市民が気軽に文化芸術に触れられるような場を作る</b>ことが必要です。</p>	<p><b>目標9 文化芸術の振興と伝統文化の継承</b></p> <p><b>施策27 文化芸術の振興 現状と課題 二つ目</b></p> <p>○ 文化芸術活動を行う市民が自主的かつ積極的に取り組む、また市民が気軽に文化芸術に触れる<b>機会を提供することも、文化芸術への理解を深める機会をつくる</b>ことが必要です。</p>	文言修正	

新旧対照表（2月定例会協議以降）

意見NO	該当ページ	新（3月議案）	旧（2月協議）	修正内容	備考
19	94	<p>目標9 文化芸術の振興と伝統文化の継承            施策28 文化財の保護 主な取組一つ目            ▶文化財の調査と指定・登録及び保存            ① 文化財の調査を行い、指定・登録を進めるとともに、指定・登録されていない文化財も含め、地域総がかりによる次世代への継承を目的とした保存用地計画の策定について検討します。</p>	<p>目標9 文化芸術の振興と伝統文化の継承            施策28 文化財の保護 主な取組一つ目            ▶文化財の調査と指定・登録及び保存            ① 保護の対象となる文化財の調査を行い、次世代への継承を目的とした地域社会総がかりによる保存・管理を行います。</p>	文言修正	
20	94	<p>目標9 文化芸術の振興と伝統文化の継承            施策28 文化財の保護 主な取組一つ目            ▶「上尾の摘田・畑作用具」の保存・活用            ① 国指定重要有形民俗文化財「上尾の摘田・畑作用具」について、保存環境の改善を図るとともに、文化財の重要性について情報発信をしていきます。            ② 適切な保存と活用を図るための計画の策定について検討します。</p>	<p>目標9 文化芸術の振興と伝統文化の継承            施策28 文化財の保護 主な取組一つ目            ▶「上尾の摘田・畑作用具」の保存・活用            ① 国指定重要有形民俗文化財「上尾の摘田・畑作用具」について、適切な保存と活用を図るため、展示方法・情報発信のあり方を検討します。</p>	文言修正	
21	96,105	<p>目標9 文化芸術の振興と伝統文化の継承            指標名：            文化芸術事業の満足度</p>	<p>目標9 文化芸術の振興と伝統文化の継承            指標名：            文化芸術事業のアンケートで「大変充実している」または「充実している」と回答を受けた割合</p>	表現統一	
22	96,105	<p>目標9 文化芸術の振興と伝統文化の継承            指標名：指定・登録文化財件数            現状値：123件→目標値：124件</p>	<p>目標9 文化芸術の振興と伝統文化の継承            指標名：指定・登録文化財件数            現状値：122件→目標値：124件</p>	現状値の修正	
23	96	<p>目標9 文化芸術の振興と伝統文化の継承            指標名：整理・刊行された歴史資料の目録点数            現状値：26点→目標値：27点            目標値の根拠：            古文書等の目録を作成する際の流れとして、収集あるいは寄贈された資料のクリーニング、状態によっては補修を行ったうえで、専門家が文書内容を読み解きながら分類し、解題などを付して目録としてまとめて刊行する。資料群の量と質、保存状態などにより目録作成に要する時間は一概ではないため、現状の作業量を加味して目標値を設定。</p>	<p>目標9 文化芸術の振興と伝統文化の継承            指標名：整理・刊行された歴史資料の目録点数            現状値：20点→目標値：21点            目標値の根拠：            古文書等の目録を作成の流れとして、収集あるいは寄贈された資料のクリーニング、状態によっては補修を行ったうえで、専門家が文書内容を読み解きながら分類し、解題などを付して目録としてまとめて刊行する。資料群の量と質、保存状態などにより目録作成に要する時間は一概ではないため、現状の作業量を加味して目標値を設定。</p>	現状値と目標値の修正	
24	105	<p>目標9 文化芸術の振興と伝統文化の継承            指標名：整理・刊行された歴史資料の目録点数            現状値：26点→目標値：27点</p>	<p>目標9 文化芸術の振興と伝統文化の継承            指標名：整理・刊行された歴史資料の目録点数            現状値：122件→目標値：124件</p>	現状値と目標値の修正	2月定例会協議の意見
25	110	<p>令和6年度第2回上尾市総合教育会議            令和7年度第1回上尾市総合教育会議            令和7年度第2回上尾市総合教育会議</p>	<p>総合教育会議</p>	名称変更	

新旧対照表（2月定例会協議以降）

意見NO	該当ページ	新（3月議案）	旧（2月協議）	修正内容	備考
26	111	<p><b>用語集</b> DMF保有数 (D+M+F) / 検査人数 = 一人平均DMF保有数。過去にむし歯に なつたことがあるかどうかを数値で表したもので、数値が高いほど むし歯が多いことになる。DMFはDecayed teeth（むし歯を 治療していない歯）、Missing teeth because of caries（むし 歯を抜いてしまった歯）、Filled teeth（むし歯を治した歯）の 略。</p>	(新規)	「第3期計画における実績値の比較」に伴い追加	
27	111	<p><b>用語集</b> ESD Education for Sustainable Development(持続可能な開発の ための教育)の略で持続可能な社会を実現していくことを目指して 行う学習・教育活動を指す。</p>	<p><b>用語集</b> ESD Education for Sustainable Developmentの略で「<u>持続可能な開発</u> のための教育」を指す。</p>	文言修正	
28	113	<p><b>用語集（新規）</b> <u>校内教育支援ルーム（SSR：スベシャルサポートルーム）</u> 在籍する児童生徒が登校はできるが教室に入れない時や、少し気 持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる学校内の空 き教室等を活用して設置した居場所。</p>	<p><b>用語集（削除）</b> <u>スベシャルサポートルーム（SSR）</u> 在籍する児童生徒が登校はできるが教室に入れない時や、少し気 持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる学校内の空 き教室等を活用して設置した居場所。</p>	文言修正・掲載場所移動	
29	114	<p><b>用語集</b> <u>支援室</u> 障害のある児童生徒が在籍する学校又は学級以外で、必要な学習 活動を行うために置く本県独自の学級。例えば、特別支援学校に 在籍する児童生徒が居住地の小・中学校に「支援室」を置くこと により、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行 うことができる。</p>	(新規)	新規追加	

上尾市いじめの防止等のための基本的な方針（令和8年4月改訂版（予定））に係る新旧対照表

	改正前	改正後	頁	改訂理由
1	<p>改訂の概要</p> <p>令和5年2月8日付け教生指第729号で埼玉県教育委員会教育長から、いじめ問題への確かな対応に向けた警察との連携等の徹底について通知があった。本市においても、いじめ問題に対し、法などをもとに、対応してきた経緯がある。しかし、本通知にあるように、いじめ問題に対しては、より一層、警察との連携等が求められている状況である。そこで、学校が警察との連携等をどのように行うかを示すことで、いじめ問題が早期に解決できるよう、一部改訂をするものである。</p>	<p>改訂の経緯</p> <p>令和7年10月27日に上尾市いじめ問題再調査委員会による調査報告書が公表され、令和7年10月30日付け上総第801号にて、調査報告書に記載された7項目の提言について再発防止策を実施するよう市長より通知を受けた。</p> <p>加えて、令和7年12月22日付け教生指第917号で埼玉県教育局市町村支援部生徒指導課長から、「埼玉県いじめ防止等のための基本的な方針」の改定について通知があった。</p> <p>本市においては、平成30年2月の策定以降、令和5年11月に改訂を行う等、法令や通知をもとに適切に対応してきた経緯があるが、前回の改訂から3年間に経過する中で改めて内容を精査したところ、事業の見直しにより終了した取組、また新たに実施している取組があることが確認された。</p> <p>そこで、記載された内容を改めて見直すとともに必要に応じて加除・修正を行い、今後ともより一層、いじめ問題に適切に対応を行うことができるようにするため、一部改訂をす</p>	1	<p>令和8年4月に改訂を行うこととなった経緯を記載するため。</p>

		るものである。		
	連絡協議会は、総務課長、子ども家庭総合支援センター所長、青少年課長、少年愛護センター所長、人権男女共同参画課長、埼玉県中央児童相談所担当課長、上尾警察署生活安全課長、上尾市生徒指導推進協議会長、上尾市青少年育成連合会長、上尾市PTA連合会長、上尾市小学校長、上尾市中学校長、上尾市PTA連合会長、上尾市PTA連合会長、上尾市自治会連合会長、上尾市PTA連合会長、上尾市小学校長、上尾市中学校長で構成する。また、必要に応じて他の者を加えることができる。	連絡協議会は、総務課長、子ども家庭保健課長、少年愛護センター所長、人権男女共同参画課長、埼玉県中央児童相談所担当課長、上尾警察署生活安全課長、上尾市生徒指導推進協議会長、上尾市青少年育成連合会長、上尾市PTA連合会長、上尾市小学校長、上尾市中学校長、上尾市PTA連合会長、上尾市PTA連合会長、上尾市自治会連合会長、上尾市PTA連合会長、上尾市小学校長、上尾市中学校長で構成する。また、必要に応じて他の者を加えることができる。	子ども家庭総合支援センターは子ども家庭保健課となったため。 青少年課、少年愛護センターは職務が重複するため。 担当課長及び各関係団体会長の推薦による委嘱・任命でも可とするため。	
2	問題調査委員会は、法第28条(15ページ参照)に定める重大事態のうち、学校における調査を行うものとする。	問題調査委員会は、学校におけるいじめ防止等のための対策について調査審議するとともに、法第28条(16ページ参照)に定める重大事態のうち、学校における調査が困難な場合、調査を行うものとする。	該当ページを修正したため。 令和8年3月予定の条例改正において、上尾市いじめ問題調査委員会の所掌事務を追加するため。	
3	いじめや暴力行為の防止に関する研修会を実施し、資質能力の向上を図る。	いじめや暴力行為の防止に関する研修会(オンライン及びオンデマンド形式による研修を含む)を実施し、資質能力の向上を図る。	近年、オンラインやオンデマンド形式による研修を設定しており、それらも研修会に含むため。	
4	記載なし	「いじめを考える授業」研究協議会を開催し、いじめを許さない気運を醸成するための授業づくりや学級経営方法等について学び、教職員のいじめ問題に対する指導力を向上させる。	継続して実施しているが、項目に適する内容であると判断したため。	
5	(ウ)いじめのない学級づくりを支援する	(ウ)いじめのない学級づくりを支援する	学級診断アセスメントとして実施していた心理検査は、事業見直しにより令和7年度か	
6	児童生徒の発達段階に応じて、学級診断ア	・社会性や人間関係スキルの育成、望ましい		

<p>セサメント（児童生徒の学級満足度・学級生活意欲を把握）を実施し、児童生徒の集団の中での位置の変化を把握し、いじめの早期発見、早期解消に役立てる。</p> <p>・社会性や人間関係スキルの育成、望ましい人間関係づくりの取組を促す。</p>	<p>人間関係づくりの取組を促す。</p>	<p>ら中止しているため。</p>
<p>7</p> <p>(オ) ネットいじめへの対応を推進する</p> <p>・ ネットいじめを含めたネットワーク上の情報モラルや知識、トラブルに関する「青少年のネットモラル啓発DVD」等を活用し、適切なネット利用を啓発する。</p> <p>・ ネットパトロールを実施し、そこから得られた注意事項等を学校等に情報提供するとともに、インターネットの使用に関するルールや情報モラルの教育の充実に努める。</p>	<p>(オ) SNS等、インターネットを通じて行われるいじめへの対応を推進する</p> <p>・ SNS等によるいじめを含むインターネット上の情報モラル教育を推進するため、埼玉県が作成した啓発資料等を活用し、SNS上のトラブル防止に向けた適切なインターネット利用について啓発を図る。</p>	<p>SNS等によるいじめへの対応が急務であるため。また、活用できる資料は「青少年のネットモラル啓発DVD」に限らないため。加えて、ネットパトロールは、事業見直しにより令和7年度から中止しているため。</p>
<p>8</p> <p>イ 相談しやすい環境を整備する</p> <p>(ア) いじめ相談専用ダイヤル「子ども・いじめホットライン」、「子ども・いじめホットメール」で、児童生徒及び保護者からのいじめに関する相談に応じる。</p> <p>(イ) 相談員の対応力の向上を図るため、研修を充実する。</p> <p>(ウ) 児童生徒・保護者・教職員向けのいじめ防止啓発資料を作成・配布する。</p> <p>(エ) 児童生徒用「いじめ相談カード」を作成・配布する。</p>	<p>イ 相談しやすい環境を整備する</p> <p>(ア) いじめ相談専用ダイヤル「子ども・いじめホットライン」、「子ども・いじめホットメール」で、児童生徒及び保護者からのいじめに関する相談に応じる。</p> <p>(イ) 相談員の対応力の向上を図るため、研修を充実する。</p> <p>(ウ) 児童生徒・保護者・教職員向けのいじめ防止啓発資料を作成・配布する。</p>	<p>「いじめ相談カード」は、事業見直しにより作成していないため。</p>

9	記載なし				継続して実施しているが、項目に適する内容であると判断したため。
10	・「なかよく楽しい学校生活を送るための標語 ～いじめをしない させない ゆるさない～」を全児童生徒から募集し、いじめ根絶の意識を高める。	・「なかよく楽しい学校生活を送るための標語」を全児童生徒から募集し、いじめ防止の意識を高める。	5	5	現在「～いじめをしない させない ゆるさない～」にあたるサブテーマを削除しているため。 また、当該取組はいじめ防止を趣旨としているため。
11	・いじめに対する「行動宣言」を行い、クラスや学校単位で「いじめを考える授業」や「いじめが起きにくいクラスづくり」などに活用し、一人一人がいじめに対して自分のできることを考えてもらう機会とする。	・「上尾市いじめ防止子供サミット」を開催し、いじめ防止に向けて児童生徒が主体的かつ実践的な活動を行う。また、その内容について学校において周知を図り、児童生徒のいじめ防止に資する意識を高める。	5	5	主として、「上尾市いじめ防止子供サミット」をとおして主体的な取組を推進しているため。
12	・人権作文・標語集を活用し、児童会・生徒会活動や授業等で、児童生徒がいじめ問題について、主体的に考え、話し合う取組を推進する。	・児童会・生徒会活動や授業等で、児童生徒がいじめ問題について、主体的かつ実践的な取組を推進する。	5	5	いじめ問題について主体的かつ実践的な取組を推進すること、人権作文・標語集を活用することに限らないため。
13	ク 未然防止の観点からも、いじめに関するアンケート調査を年間複数回実施するよう努める。	ク 未然防止の観点からも、いじめに関するアンケート調査を定期的を実施する。	7	7	アンケート実施回数は、毎月（児童生徒対象）、毎学期（保護者対象）と明確に定めているため。
14	コ 重大事態への対処については、埼玉県基本方針を参考に迅速な対応ができるようにする。	コ 重大事態への対処については、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「埼玉県基本方針」及び「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に則り迅速な対応ができるようにする。	7	7	重大事態への対処は、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「埼玉県基本方針」及び「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に則って対応するため。

15	シ 策定した学校いじめ防止基本方針については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。	シ 策定した学校いじめ防止基本方針については、年度初めの会議や研修を通して、全教職員が理解できるようにする。また、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。	7	学校で策定する学校いじめ防止基本方針について全教職員が理解できるようにすることが必要であるため。
16	(イ)児童生徒及び保護者を対象に、いじめに関するアンケートを実施する。	(イ)児童生徒及び保護者を対象に、いじめに関するアンケートを実施する。 なお、アンケートの保存期間は、実施年度後5年間とする。	12	アンケートの保存期間を定めるため。
17	(ウ)「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「第1章 いじめ防止について」も活用する。	(ウ)県教育委員会の「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「第1章 いじめ防止について」も活用する。	12	作成元を明確にするため。
18	(7) 教師用指導資料「いじめのない学校を目指して」にある「いじめが生じた際の対応図」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げ改善する。	(ア) 学校いじめ対策組織への情報提供 上尾市教育委員会作成の教師用指導資料「いじめのない学校を目指して」等を活用し、指導体制、教育指導の在り方について検討し、組織的に対応を行う。	12	(ア)に係る項目名の記載がなく、内容を整理し、項目名を設定することとしたため。
19	記載なし	(イ) いじめの事実確認 聞き取り調査やアンケート調査等を行い、事実確認を行う。聞き取り調査を行う際は、聞き取り用紙を準備するなどして、組織として何をどのように確認するか、聞き取り事項を予め共有する。また、アンケート調査を実施	12	いじめに対する措置の1つとして、いじめの事実確認を行う必要があるため。

		する際は、事案に応じ、どのようなアンケートを取るのが最適か検討を行う。		
20	(イ) いじめ児童生徒への指導・措置	(ウ) いじめを行った児童生徒への指導・措置	12	「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」によれば、「いじめ児童生徒」を「いじめを行った児童生徒」と表記しているため。
21	記載なし	(ク) 記録について 「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録の作成し、保存しておく体制を整える。また、日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、適切に管理する。なお、これらの記録の保存期間は、認知年度後5年間とする。	14	記録方法や記録期間を定めるため。
22	ア「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。(15ページ参照)	ア 文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「埼玉県基本方針」及び「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に則り「重大事態」の定義や対応について、年度初めの会議や研修を通して、全関係者が理解する。(16ページ参照)	15	重大事態について全教職員が理解できるようにすることが必要であるため。
23	上尾市教育委員会が主体となり調査を行う際には、問題調査委員会が調査にあたる。この組織の構成については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は	上尾市教育委員会が主体となり調査を行う際には、第三者委員会方式(問題調査委員会)、もしくは教育委員会等方式で調査にあたる。問題調査委員会の組織の構成については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を	17	令和7年1月に改訂した上尾市いじめ重大事態対応マニュアルにおいて、調査組織を追加したため。

	<p>特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。</p> <p>また、学校が主体となり調査を行う際には、法第22条に基づきいじめの防止等の対策のための組織を母体として、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を加えた組織が調査にあたる。</p>	<p>有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。一方、教育委員会等方式については、教育委員会の指導主事に加えてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家が調査にあたる。</p>	
24	<p>いじめを受けた児童生徒</p>	<p>対象児童生徒</p>	<p>15 18</p> <p>文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」によれば、重大事態事案における「いじめを受けた児童生徒」を「対象児童生徒」と表記しているため。</p>
25	<p>いじめた児童生徒</p>	<p>いじめを行った児童生徒</p>	<p>18</p> <p>文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」によれば、重大事態事案における「いじめた児童生徒」を「いじめを行った児童生徒」と表記しているため。</p>
26	<p>これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえ、上尾市教育委員会が積極的に指導・支援する。関係機関とも適切に連携し、対応に当たる。</p>	<p>これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」に加えて、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「埼玉県基本方針」及び「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に則って対応するとともに、事案の重大性を踏まえて、上尾市教育委員会が積極的に指導・支援する。</p>	<p>18</p> <p>重大事態への対応は、「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」に加えて、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「埼玉県基本方針」及び「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に則って対応するた</p>

27	<p>児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴き取り、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。</p>	<p>児童生徒の入院や死亡など、対象児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、これまでの学校の記録の確認等から事実関係を整理したり、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行ったりすることなどが考えられる。</p>	<p>18</p> <p>文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」には、聴き取りが不可能な場合の対応として、「これまでの学校の記録の確認等から事実関係を整理したり」することも明記があるため。</p>
28	<p>いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成27年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。</p>	<p>いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」（令和7年12月改訂）を参考とするものとする。</p>	<p>18</p> <p>令和7年12月改訂に文部科学省の「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」が改訂されたため。</p>
29	<p>「彩の国 生徒指導ハンドブック」</p>	<p>県教育委員会の「彩の国 生徒指導ハンドブック」</p>	<p>19</p> <p>作成元を明確にするため。</p>
30	<p>記載なし</p>	<p>(キ)関係資料の保存について 重大事態調査に活用したアンケートやその回答、アンケートや聴き取りをまとめた文書等は、指導要録の保存期間を踏まえ、当該児童生徒の卒業後5年間保存する。調査報告書についても同様とする。但し、保存期間が迫る状況において、再調査に向けた具体的な動きがある場合には適宜保存期間を延長する。</p>	<p>19</p> <p>いじめ重大事態に係る関係資料の保存について、「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に示しているため。</p>

上尾市における部活動の地域展開に向けた基本方針（令和8年3月改訂版）に係る新旧対照表

	改正前	改訂後	頁	改訂理由
1	<p>【全体】 地域移行</p>	<p>【全体】 地域展開</p>	全	<p>令和7年5月に、スポーツ庁・文化庁『地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議』最終とりまとめ』が公表され、部活動改革の理念や地域クラブ活動の在り方をよりの確に表す観点から、「地域移行」という名称を「地域展開」に変更することが示されたため。</p>
2	<p>【第1章】 1 はじめに ※追記</p>	<p>なお、令和7年5月に、スポーツ庁・文化庁『地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議』最終とりまとめ』が公表され、部活動改革の理念や地域クラブ活動の在り方をよりの確に表す観点から、「地域移行」という名称を「地域展開」に変更することが示されたことから、本市においてもその意義を鑑み、名称を改めることとする。</p>	3	<p>本改訂の背景についての記載が必要となったため。</p>
3	<p>【第3章】 1 目標及び地域クラブの定義 A G E O 地域クラブの定義 上尾市内を主たる活動場所として、「上尾市立中学校に係る部活動の方針」に基づく活動を行っていること等が上尾市教育委員会に</p>	<p>上尾市内を主たる活動場所として、「上尾市立中学校に係る部活動の方針」に基づく活動を行っていること等が上尾市教育委員会に</p>	10	<p>国が新ガイドラインの中で用いている用語とそろえるため。</p>

	よって公認されたクラブチーム	よって認定されたクラブチーム		国が新ガイドラインの中で用いている用語とそろえるため。
4	<p>・そこで、上尾市では、学校教育の一環として学校が実施してきた「休日の学校部活動」を、上尾市が主体となつて、生涯学習の一環として地域の団体が実施主体となる活動に移行できるよう、「AGE0 地域クラブ」を創設する。なお、「AGE0 地域クラブ」とは、上尾市内を主たる活動場所として、「上尾市立中学校に係る部活動の方針」に基づき活動を行っていること等が、上尾市教育委員会によって公認されたクラブチームとする。</p>	<p>・そこで、上尾市では、学校教育の一環として学校が実施してきた「休日の学校部活動」を、上尾市が主体となつて、生涯学習の一環として地域の団体が実施主体となる活動に展開できるよう、「AGE0 地域クラブ」を創設する。なお、「AGE0 地域クラブ」とは、上尾市内を主たる活動場所として、「上尾市立中学校に係る部活動の方針」に基づき活動を行っていること等が、上尾市教育委員会によって認定されたクラブチームとする。</p> <p>10</p>		
5	<p>3 基本構想 (運営事業者) AGE0地域クラブ代表者会議 【コーディネーター※1】</p> <p>※1…指導者(団体)の確保や管理、学校との連携、協賛企業の募集等、地域クラブ活動全体の調整・運営役</p>	<p>(運営事業者【運営団体】) AGE0地域クラブ代表者会議 【統括コーディネーター※1】</p> <p>※1…指導者(団体)の確保や管理、学校との連携、協賛企業の募集等、地域クラブ活動全体の調整・運営役 ★民間事業者に委託</p> <p>12</p>		<p>国が用いている文言である「運営団体」を本市構想に当てはめて考えられるようになるため。</p> <p>また、過去2年間(令和6・7年度)における実証事業の成果と課題を踏まえ、統括コーディネーターという名称の方が、運営実態に即しているという認識に至ったため。</p> <p>同じく統括コーディネーター業務については、民間事業者に委託することを今後の基本とするため。</p>

	<p>(各種目の地域クラブ活動を統括する団体)</p> <p>公認地域指導者※3 (市民等・教員※4)</p> <p>※3…各種目の地域クラブ活動を統括する団体 の公認を受けた指導者</p> <p>※4…教員は、兼職兼業の許可を受けた者に限る</p>	<p>(各種目の地域クラブ活動を統括する団体 【「AGEO地域クラブ」実施主体団体】</p> <p>➤ 各種目に「種目コーディネーター(実施主体代表者)」を配置</p> <p>認定地域指導者※3 (市民等・教員※4)</p> <p>★認定地域指導者は、AGEO地域クラブ主催研修に必ず参加する</p> <p>※3…各種目の地域クラブ活動を統括する団体 の公認を受けた指導者</p> <p>※4…教員は、兼職兼業の許可を受けた者に限る</p>	<p>過去2年間(令和6・7年度)における実証事業の成果と課題を踏まえ、種目コーディネーターの配置が必須であるという認識に至ったため。</p> <p>国が用いている文言である「認定」という名称を本市構想に当てはめて考えられるようにするため。</p> <p>また、本市における認定地域指導者に課す研修への出席について明記することで、指導者への研修参加意識を高めたいと考えたため。</p>
6	<p>1</p> <p>令和8年8月より、上尾市立中学校の休日の学校部活動を地域クラブ活動に移行することを目標とする。</p> <p>・地域クラブ活動と学校部活動の連携が必要な場合においては、ICTを活用するなどした情報等の引き継ぎを丁寧に行う。</p> <p>・休日の学校部活動については、令和8年8月より、地域に移行することを目標とする。その際、令和8年度学校総合体育大会終了までは、学校部活動として、休日に活動することは妨げない。</p> <p>・なお、平日の学校部活動については、現行どおり、教員が指導することとするが、さ</p>	<p>1</p> <p>令和8年8月より、上尾市立中学校の休日の学校部活動を地域クラブ活動に展開する。</p> <p>・地域クラブ活動と学校部活動の連携が必要な場合においては、ICTを活用するなどした情報等の引き継ぎを丁寧に行う。</p> <p>・休日の学校部活動については、令和8年8月より、地域に展開する。</p> <p>・なお、平日の学校部活動については、当面の間、現行どおり、教員が指導することとするが、さらなる活動時間の適正化等や、平日の部活動改革に係る検討を進める。 (※後述参照)</p> <p>※中体連主催大会には、当面の間、平日の学</p>	<p>過去2年間の実証や検討を踏まえ、より実態に即した内容に合わせる必要があるため。</p>

	らなる活動時間の適正化等を進める。(※後述参照)	校部活動からの参加を基本とする。	
2	<p>各種地域クラブ活動の実施に当たり、各スポーツ及び文化芸術活動を統括する団体を募集する。</p> <p>※各スポーツ活動を統括する団体については、スポーツ協会、スポーツ協会に加盟する競技団体、総合型地域スポーツクラブを中心に募集する。</p> <p>※各文化芸術活動を統括する団体については、市民団体等を中心に募集し、必要に応じて民間企業との連携も検討する。</p>	<p>各種地域クラブ活動の実施に当たり、各スポーツ及び文化芸術活動を統括する団体を募集する。</p> <p>※各スポーツ活動を統括する団体については、スポーツ協会、スポーツ協会に加盟する競技団体、総合型地域スポーツクラブを中心に募集する。</p> <p>※各文化芸術活動を統括する団体については、市民団体等を中心に募集し、必要に応じて民間企業との連携も検討する。</p> <p>※各種目の統括団体には、それぞれ「種目コーディネイター（実施主体代表者）」を配置し、AGEO地域クラブ統括コーディネーターとの連携を図る。</p>	<p>過去2年間（令和6・7年度）における実証事業の成果と課題を踏まえ、種目コーディネーターの配置が必須であるという認識に至ったため。</p>
7		13	
3	<p>※複数の中学校の生徒を参加対象とした合同での地域クラブ活動の実施も可とする。</p>	<p>※複数の中学校の生徒を参加対象とした合同での地域クラブ活動の実施を基本とする。</p>	<p>過去2年間の実証や検討を踏まえ、より実態に即した内容に合わせる必要があるため。</p>
8		13	
4	<p>市は、各スポーツ及び文化芸術活動を統括する団体の代表者を集めた「AGEO地域クラブ代表者会議」を設置し、運営事業者としてのコーディネーター業務及び管理を行う。</p>	<p>市は、各スポーツ及び文化芸術活動を統括する団体の代表者を集めた「AGEO地域クラブ代表者会議」を設置し、運営事業者としてのコーディネーター業務及び管理を行う。</p>	<p>過去2年間の実証や検討を踏まえ、より実態に即した内容に合わせる必要があるため。</p>
9		13	

10	5	<p>※保護者や地域の理解を得るため、地域クラブ運営に係る費用の必要性等について、保護者用リーフレットの作成・配布等を通して、啓発活動を実施する。</p> <p>5 実施主体とAGEO地域クラブへの生徒の参加 (1) 実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各スポーツ活動を統括する団体は、スポーツ協会、スポーツ協会に加盟する競技団体、総合型地域スポーツクラブを中心に募集する。また、各文化芸術活動を統括する団体は、市民団体等を中心に募集し、必要に応じて民間企業との連携も検討する。</li> </ul>	<p>※「AGEO地域クラブ統括コーディネーター業務」は、民間事業者に委託する。</p> <p>5</p> <p>※保護者や地域の理解を得るため、地域クラブ運営に係る費用の必要性等について、地域・保護者用リーフレットの作成・配布等を通して、啓発活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各スポーツ活動を統括する団体は、スポーツ協会、スポーツ協会に加盟する競技団体、総合型地域スポーツクラブを中心に募集する。また、各文化芸術活動を統括する団体は、市民団体等を中心に募集し、必要に応じて民間企業との連携も検討する。なお、各スポーツ・文化芸術団体を統括する団体（「AGEO地域クラブ」実施主体団体）については、原則1団体を認定するが、複数の拠点に指導者を派遣することが困難な場合は、複数の統括団体を認定する場合もある。</li> <li>各実施主体には、それぞれ「種目コーディネーター（実施主体団体代表者）」を配置し、指導者の確保や調整、AGEO地域クラブ統括コーディネーターとのスムーズ</li> </ul>	13	<p>過去2年間の実証や検討を踏まえ、より実態に即した内容に合わせる必要があるため。</p>
11			<p>14</p>	<p>各種目の地域クラブ活動を統括する団体を認定する際、「1団体単独での4拠点の活動運営」が可能な統括団体が無い場合、複数の団体を認定することを柔軟に取り入れられるようにする必要があるため。</p>	<p>過去2年間（令和6・7年度）における実証事業の成果と課題を踏まえ、種目コーディネーターの配置が必須であるという認識に至ったため。</p>

		な連携が図られるようにする。		
12	<p>・活動拠点については、1拠点から整備し、参加者数の増加状況に応じて拠点を増やしていく。最終的には、市内を4つの地域に分けて拠点を設けることを目指す。4拠点の内訳については、JR高崎線を基準として、東側に2拠点、西側に2拠点を設けることとする。なお、地域によって、参加人数に差が生じること等も考慮し、拠点については、4拠点到り過ぎず、柔軟に設置していくこととする。</p> <p>【 A G E O 地域クラブの活動拠点 】</p>	<p>・活動拠点については、1拠点から整備し、参加者数の増加状況に応じて拠点を増やしていく。最終的には、市内を4つの地域に分けて拠点を設けることを目指す。4拠点の内訳については、JR高崎線を基準として、東側に2拠点、西側に2拠点を設けることとする。なお、地域によって、参加人数に差が生じること、また種目の特性や参加生徒等の移動時の安全等を考慮し、拠点については、4拠点到り過ぎず、柔軟に設置していくこととする。</p> <p>【 A G E O 地域クラブの活動拠点 (原則) 】</p>	15	<p>A G E O 地域クラブの活動拠点については、「4拠点設置を原則」とするが、種目の特性、その他の事情等を鑑み、柔軟に対応することを示す必要があるため。</p>
13	<p>・各スポーツ・文化芸術活動を統括する団体の認定条件として、以下の3つを基本とする。なお、認定条件を満たさない地域クラブについては、A G E O 地域クラブとしての認定を行わない。</p> <p>【 A G E O 地域クラブ実施主体への認定条件 】</p> <p>条件①「生徒が安心して、安全に活動ができること」</p> <p>…「上尾市立中学校に係る部活動の方針」の遵守や、指導者研修の充実、施設の整備等により、学校部活動と同様に、参加生徒が、安心して、安全に活動できる環境を整</p>	<p>・各スポーツ・文化芸術活動を統括する団体（「A G E O 地域クラブ」実施主体団体）の認定を受けるに当たり満たすべき要件は、以下のとおりとする。</p> <p>・なお、別途「上尾市認定地域クラブ活動『A G E O 地域クラブ』実施主体団体の認定に関する要綱」を策定し、要綱に基づき、「A G E O 地域クラブ」実施主体団体の認定を行うこととする。</p> <p>【「A G E O 地域クラブ」実施主体団体への認定要件】</p> <p>要件1 学校部活動が担ってきた教育的意</p>	15	<p>令和7年12月に、国が新たに「地域クラブ活動の認定制度」という概念を示した。「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針」においては、もともと「認定要件」を定めていたが、A G E O 地域クラブが、中体連主催大会等の上位大会に出場した場合等を想定した際、国が示す認定制度に即した内容にすることが必要であると判断したため。</p>

	<p>義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること</p> <p>要件2 適切な活動時間や休養日が設定されていること</p> <p>要件3 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること</p> <p>※「AGEO地域クラブ」代表者会議が定める参加費等設定額に同意していること</p> <p>要件4 適切な指導の実施体制が確保されていること</p> <p>要件5 適切な安全確保の体制が確保されていること</p> <p>要件6 適切な運営体制が確保されていること</p> <p>※(4・5・6について)「AGEO地域クラブ」代表者会議が規定する指導及び安全確保並びに運営体制の確保に係る規定に同意し、そのとおり体制を整えていること</p> <p>要件7 学校等との連携が適切に行われていること</p> <p>※「AGEO地域クラブ」代表者会議が、</p>	<p>備する。</p> <p>条件②「専門性のある指導が行えること」…参加生徒に対し、当該種目の経験が豊富な専門性の高い指導者による指導を行う。また、生涯にわたってその活動に親しむことの素晴らしさを参加生徒に伝えていく。</p> <p>条件③「持続可能な指導体制が構築できること」</p> <p>…活動の維持、運営に係る費用を抑え、低廉な会費設定に努めるとともに、AGEO地域クラブで指導を受けた生徒が、将来的に指導者等として支える立場になることができるなど、少子高齢化の社会においても持続可能な指導体制を実現する。</p>

	<p>学校への情報提供を一括して行うに当たり、必要な情報（活動計画・活動実績・大会等における顕著な実績等）をAGEO地域クラブ統括コーディネーターに報告すること</p>	<p>過去2年間の実証や検討を踏まえ、より実態に即した内容に合わせる必要があるため。</p>
<p>14</p>	<p>(2) AGEO地域クラブの指導者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加生徒が、安心して、安全に活動できるよう、「上尾市立中学校に係る部活動方針」等を遵守する指導者が、AGEO地域クラブにおける指導を担う。また、当該種目に関する豊富な経験を生かして、専門性の高い指導ができる者を指導者とする。AGEO地域クラブの指導者は、実施主体として認定された各スポーツ・文化芸術団体を統括する団体等による研修を受け、その団体の公認指導者として認定を得ること等とする。</li> </ul>	<p>16</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上尾市教育委員会は、教員が、AGEO地域クラブでの指導を希望する場合、地域の指導者の1人として、スポーツ・文化芸術活動の指導に従事することができるよう、報酬を受け取る場合であっても、その従事を許可する仕組みを整える。なお、教員がAGEO地域クラブの指導者として従事する際は、文部科学省・スポーツ庁・文化庁「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する</li> </ul>
<p>14</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上尾市教育委員会は、教員が、AGEO地域クラブでの指導を希望する場合、地域の指導者の1人として、スポーツ・文化芸術活動の指導に従事することができるよう、報酬を受け取る場合であっても、その従事を許可する仕組みを整える。なお、教員がAGEO地域クラブの指導者として従事する際は、文部科学省・スポーツ庁・文化庁「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上尾市教育委員会は、教員が、AGEO地域クラブでの指導を希望する場合、地域の指導者の1人として、スポーツ・文化芸術活動の指導に従事することができるよう、報酬を受け取る場合であっても、その従事を許可する仕組みを整える。なお、教員がAGEO地域クラブの指導者として従事する際は、文部科学省・スポーツ庁・文化庁「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する</li> </ul>

	<p>場合の兼職兼業について(手引き)(令和3年2月)」を受け、上尾市教育委員会学校教育部学務課が作成した「上尾市立小・中学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の手引き(令和6年9月)」に基づき、必要な手続きを行うこととする。</p>	<p>場合の兼職兼業について(手引き)(令和3年2月)」に基づき、必要な手続きを行うこととする。</p>	
<p>過去2年間の実証や検討を踏まえ、より実態に即した内容に合わせる必要があるため。また、児童の参加について、可能な範囲で認めることで、多様な世代との交流を通じた豊かな体験機会を生み出せることが実証でき、今後も継続して取り組みたいという意向があるため。</p>	<p>(3) AGEO地域クラブへの生徒(児童)の参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加申込の手順等については、AGEO地域クラブ統括コーディネーターの指示に従う。</li> <li>なお、可能な範囲(一部種目に限定)で、小学生等の参加を可とする。</li> </ul>	<p>(3) AGEO地域クラブへの生徒の参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加申込の手順等については、各スポーツ・文化芸術活動を統括する団体の指示に従う。</li> </ul>	15
<p>AGEO地域クラブからの大会参加については、令和8年度以降も、当面の間は行わないことを明記する必要があるため。</p>	<p>(4) AGEO地域クラブとしての中体連主催大会等への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年度以降も、学校総合体育大会及び新人体育大会(中体連主催大会)には、当面の間、学校部活動からの参加を基本とし、AGEO地域クラブが参加を希望する場合は、上尾市中学校体育連盟に相談するとともに、埼玉県中学校体育連盟の規定に基づき、検討及び手続きを行う。なお、中体連主催大会以外の大会については、無理のない範囲で参加する。</li> </ul>	<p>(4) AGEO地域クラブとしての中体連主催大会等への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年8月より、休日の学校部活動が地域クラブ活動に移行できた場合には、令和8年度の学校総合体育大会まで、学校部活動からの参加となる。但し、既に埼玉県中学校体育連盟より認定を受けている地域クラブからの中体連主催大会等への参加は妨げない。</li> <li>AGEO地域クラブとしての中体連主催大会等への参加については、上尾市中学校体育連盟の指示に従う。但し、各種目のAGEO地域クラブが、中体連主催大会等への参加</li> </ul>	16

	<p>を希望する場合は、埼玉県中学校体育連盟に申請し、地域クラブとしての参加について、事前に認定を受けることを前提とする。</p>				
<p>17</p>	<p>6 平日の学校部活動 上尾市教育委員会としては、休日の学校部活動の地域クラブへの移行と併せて、平日の学校部活動についても、以下の内容について、取組を推進する。 なお、平日の学校部活動の地域クラブ活動への移行等に係る検討は、令和8年度より開始する。</p>	<p>6 平日の学校部活動 上尾市教育委員会としては、休日の学校部活動の地域クラブへの展開と併せて、平日の学校部活動についても、以下の内容について、取組を推進する。 なお、平日の学校部活動の地域クラブ活動への展開等に係る検討についても、休日に引き続き実施する。</p>	<p>17</p>	<p>(1) 活動時間の適正化を図る ・教育委員会では、適宜「上尾市立中学校に係る部活動の方針」を改訂し、休養日や活動時間等について、見直しを行っているが、さらに生徒が参加しやすく、教員が指導に従事しやすい活動とするため、休養日や活動時間の適正化を進める。</p>	<p>過去2年間の実証や検討を踏まえ、より実態に即した内容に合わせる必要があるため。</p>
<p>18</p>	<p>(2) 指導体制の見直しを図る ・教員ではなく、部活動指導員が顧問となり、指導や大会引率を担える体制を構築する。(アピピー部活動コーチの配置) また、教員を顧問とするもの、直接指導</p>	<p>(2) 指導体制の見直しを図る ・教育委員会による研修を受けたアピピー部活動サポーター等の配置により、教員の負担を軽減する体制を構築する。</p>	<p>17</p>	<p>教員の負担を軽減する体制を構築するという目的をはっきりと示すため。</p>	

	<p>や大会引率に従事しない等、負担を軽減する体制を構築する。(ア) サポーター配置) なお、ア) サポーター配置) サポート及びア) サポーター配置) サポートの資質向上に資する研修を実施する。</p>			
19	<p>(5) 複数の活動を経験できる活動日数や時間への配慮を検討する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 学校の運動部活動について、保健体育科の教育課程の考えに則り、例えば、シーズン制の導入など、運動部活動でも複数のスポーツ等を幅広く経験できるようにする。</li> <li>• 部活動の活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の運動・文化芸術種目だけでなく、他の部活動や地域での活動も含めて様々な活動を同時に経験できるようにする。</li> </ul>	<p>※記載取り消し</p>	17	<p>現在において、記載の内容についての方向については、検討段階ではないという状況を受け、実態に即す記載に改める必要があるため。</p>
20	<p>7 組織 (1) 上尾市教育委員会(部活動地域移行調整会議) イ 組織 (ア) 事務局は、以下の4課で構成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 教育総務部生涯学習課(地域文化芸術活動担当)</li> <li>• 教育総務部スポーツ振興課(地域スポーツ担当)</li> </ul>	<p>7 組織 (1) 上尾市教育委員会(部活動地域展開調整会議) イ 組織 (ア) 事務局は、学校教育部指導課とする。 なお、包括的に本事業を推進するため、以下の3課との連携を適宜行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 教育総務部生涯学習課(地域文化芸術活動担当)</li> </ul>	18	<p>休日に続く平日の地域展開を検討するに当たり、従来の検討体制を継続することが重要であるという認識に至ったため。</p>

	<p>・教育総務部スポーツ振興課（地域スポーツ担当）</p> <p>・学校教育部学務課（教職員の兼職兼業等担当）</p> <p>(イ) なお、平日を含めた学校部活動の地域展開が完了した後、地域クラブ活動は、文化芸術活動に係るものを教育総務部生涯学習課が、スポーツに係るものをスポーツ振興課が担うこととする。</p>		
<p>・学校教育部学務課（教職員の兼職兼業等担当）</p> <p>・学校教育部指導課（学校部活動担当）</p> <p>(イ) なお、令和7年度まで、学校部活動及び地域クラブ活動の主管課は学校教育部指導課が担い、令和8年度以降、休日の地域クラブ活動は、文化芸術活動に係るものを教育総務部生涯学習課が、スポーツに係るものをスポーツ振興課が担うこととする。（平日の学校部活動の主管課は、学校教育部指導課とする。）</p>	<p>(3) AGE O地域クラブ代表者会議（AGE O地域クラブ統括コーディネーター：運営団体）</p> <p>ア 設置の趣旨 本事業の統括コーディネーター業務を行うとともに、各種目の地域クラブ活動を統括する団体（種目コーディネーター）と連携し、適切な活動の実施に係る全体運営・管理を行う。</p> <p>ウ 組織 AGE O地域クラブ統括コーディネーター及び各種目の地域クラブ活動を統括する団体の代表者（種目コーディネーター）</p>	<p>(3) AGE O地域クラブ代表者会議（AGE O地域クラブ統括コーディネーター：運営団体）</p> <p>ア 設置の趣旨 本事業の統括コーディネーター業務を行うとともに、各種目の地域クラブ活動を統括する団体（種目コーディネーター）と連携し、適切な活動の実施に係る全体運営・管理を行う。</p> <p>ウ 組織（案） AGE O地域クラブコーディネーター及び各種目の地域クラブ活動を統括する団体の代表者をもって組織する。また、A</p>	<p>過去2年間の実証や検討を踏まえ、より実態に即した内容に合わせる必要があるため。</p> <p>19</p>
			<p>21</p>

	G E O 地域クラブコーディネーターを含む代表者会議委員は、教育委員会が委嘱する。	一) をもって組織する。また、代表者会議委員は、教育委員会が委嘱する。		
22	(4) 各種目の地域クラブ活動を統括する団体 イ 所掌事務 ・公認地域指導者の採用 (確保)・研修・派遣等	(4) 各種目の地域クラブ活動を統括する団体 イ 所掌事務 ・認定地域指導者の採用 (確保)・研修・派遣等	19	国が用いている文言である「認定」という名称を本市構想に当てはめて考えられるようにするため。
23	第4章 スケジュール A G E O 地域クラブ体制の構築に向けたスケジュールを以下に示す。なお、令和6年2月現在の予定であり、今後の検討過程で変更の必要性が生じた場合は、適宜改訂する。	第4章 スケジュール A G E O 地域クラブ体制の構築に向けたスケジュールを以下に示す。なお、令和8年3月現在の実績及び予定であり、今後の検討過程で変更の必要性が生じた場合は、適宜改訂する。	20	過去2年間の実績や今後の検討の方向性等を踏まえ、より実態に即した内容に合わせる必要があるため。
24	令和6年度 ・「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針」策定 ・A G E O 地域クラブ代表者会議発足 ・A G E O 地域クラブコーディネーター配置 ・A B C 配置による実証事業実施 ・運営事業者の整備充実 (業務フロー作成・管理システム検討等) ・各種目の地域クラブ活動を統括する団体の先行募集及び一部種目の地域クラブ活動先行実施	令和6年度 ・「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針」策定 ・A G E O 地域クラブ代表者会議発足 ・A G E O 地域クラブ統括コーディネーター業務委託 ・A B C 配置による実証事業実施 ・「A G E O 地域クラブ」管理運営体制の構築 ・各種目の地域クラブ活動を統括する団体の先行募集及び一部種目の地域クラブ活動先行実施	20	過去2年間の実績や今後の検討の方向性等を踏まえ、より実態に即した内容に合わせる必要があるため。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズ調査</li> <li>・種目別活動拠点（案）作成</li> <li>・地域団体版ガイドライン・運営マニュアル作成等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加児童生徒のニーズ調査</li> <li>・令和7年度「AGEO地域クラブ」実証事業実施要項作成</li> <li>・地域団体版ガイドライン・運営マニュアル作成等</li> </ul>	<p>過去2年間の実績や今後の検討の方向性等を踏まえ、より実態に即した内容に合わせる必要があるため。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度</li> <li>・一部種目の地域クラブ活動先行実施</li> <li>※令和6年度の先行実施実績を踏まえ検討する。</li> <li>・各種目活動拠点決定</li> <li>・広報（ガイドブック配布）</li> <li>・学校部活動との連携事項確認・調整（会場・備品等の扱い等）</li> <li>・事前希望調査・地域クラブメンバー推計・拠点調整</li> <li>・各種目の地域クラブ活動を統括する団体の募集</li> <li>・各ABC及び各ABSの地域クラブ活動を統括する団体とのマッチング実施</li> <li>・各種目の地域クラブ活動を統括する団体への研修の実施・オペレーションの確認</li> <li>・平日の学校部活動の地域クラブ活動への移行等に係る検討開始</li> <li>・「上尾市における部活動の地域展開に向け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度</li> <li>・AGEO地域クラブ統括コーディネーター業務委託</li> <li>・一部種目の地域クラブ活動先行実施</li> <li>※令和6年度の先行実施実績を踏まえ検討する。</li> <li>・完全展開時の各種目活動拠点決定</li> <li>・広報（ガイドブック配布）</li> <li>・学校部活動との連携事項確認・調整（会場・備品等の扱い等）</li> <li>・事前希望調査・地域クラブメンバー推計・拠点調整</li> <li>・各種目の地域クラブ活動を統括する団体の募集</li> <li>・各ABC及び各ABSの地域クラブ活動を統括する団体とのマッチング実施</li> <li>・各種目の地域クラブ活動を統括する団体への研修の実施・オペレーションの確認</li> <li>・平日の学校部活動の地域クラブ活動への移行等に係る検討開始</li> <li>・「上尾市における部活動の地域展開に向け</li> </ul>	<p>20</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度</li> <li>・一部種目の地域クラブ活動先行実施</li> <li>※令和6年度の先行実施実績を踏まえ検討する。</li> <li>・各種目活動拠点決定</li> <li>・広報（ガイドブック配布）</li> <li>・学校部活動との連携事項確認・調整（会場・備品等の扱い等）</li> <li>・事前希望調査・地域クラブメンバー推計・拠点調整</li> <li>・各種目の地域クラブ活動を統括する団体の募集</li> <li>・各ABC及び各ABSの地域クラブ活動を統括する団体とのマッチング実施</li> <li>・各種目の地域クラブ活動を統括する団体への研修の実施・オペレーションの確認等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度</li> <li>・一部種目の地域クラブ活動先行実施</li> <li>※令和6年度の先行実施実績を踏まえ検討する。</li> <li>・各種目活動拠点決定</li> <li>・広報（ガイドブック配布）</li> <li>・学校部活動との連携事項確認・調整（会場・備品等の扱い等）</li> <li>・事前希望調査・地域クラブメンバー推計・拠点調整</li> <li>・各種目の地域クラブ活動を統括する団体の募集</li> <li>・各ABC及び各ABSの地域クラブ活動を統括する団体とのマッチング実施</li> <li>・各種目の地域クラブ活動を統括する団体への研修の実施・オペレーションの確認等</li> </ul>	<p>25</p>

			た基本方針」一部改訂 等		
26	令和8年8月 ・AGEO地域クラブの開始（3年生の大会 終了後	令和8年8月 ・AGEO地域クラブ「完全展開」		20	過去2年間の実績や今後の検討の方向性等を踏まえ、より実態に即した内容に合わせる必要があるため。

## ◇「上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則」の概要

### 1 改正の理由

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年7月4日公布・令和7年10月1日施行）が一部改正されたことに伴い、部分休業の取扱いが一部変更となった。

それに伴い、上尾市立小・中学校職員服務規程を一部改正し、運用できるようにするために改正するものである。

### 2 改正点

学校職員は、部分休業の請求に係る申出又は申出の内容の変更にあたり、第1号部分休業又は第2号部分休業のいずれの部分休業とするか部分休業申出書（第7号様式の4）により教育委員会に提出しなければならないこととした。

また、第1号部分休業を請求する場合は第1号部分休業簿（第7号様式の4の2）を、第2号部分休業を請求する場合は第2号部分休業簿（第7号様式の4の3）により教育委員会に請求しなければならないこととした。

#### 令和7年度改正(令和7年10月1日施行)

##### (1) 部分休業の取得方法の拡充

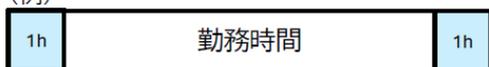
職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年7月4日公布・令和7年10月1日施行）

1日につき2時間を超えない範囲内での取得または、1年につき10日相当を超えない範囲内での取得を可能とし、いずれかの取得方法を選択可能とする。

##### 【改正前】

勤務時間の**始め又は終わり**において  
2時間の範囲内で取得可能（30分単位）

(例)



##### 【改正後】①又は②を選択

①【第1号部分休業】  
勤務時間の**任意の時間**において2時間の範囲内で取得可能（30分単位）

(例)



又は

②【第2号部分休業】  
1年につき**77時間30分**（10日相当）の範囲内で取得可能（1時間単位）

※特別な事情がある場合は、それぞれの取得方法について変更が可能

(例)

任意の時間に取得することが可能（1日単位で取得することも可能）

### 【補足】

- 部分休業の請求を申し出る単位期間（1年の期間）は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間となる。
- 学校職員が1年につき請求できる第2号部分休業の上限は、次のとおりである。
  - ・常勤職員77時間30分（経過措置として令和7年度は38時間45分）
  - ・非常勤職員1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間  
（経過措置として令和7年度は1日当たりの勤務時間に5を乗じて得た期間）
- 第2号部分休業において、例外的に次に掲げる時間数を承認できることとする。
  - ・1回の勤務に割り振られている勤務時間に1時間未満の端数があり、学校職員がその勤務時間の全てについて承認を請求した場合、割り振られた勤務時間数
  - ・第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数があり、学校職員がその残時間数の全てについて部分休業を請求した場合、残時間数
- 特別な事情がある場合は、次に掲げる場合である。
  - ・配偶者が負傷又は疾病により入院したこと
  - ・配偶者と別居したこと
  - ・その他の申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、申出の変更を行わなければ部分休業に係る子の養育に著しい支障が生じると県教育委員会が認める事情
- 部分休業の承認の請求が可能な非常勤職員の要件から「1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務時間があるもの」が撤廃される。
- 育児休暇が承認されている場合、第1号部分休業は、育児休暇の時間と合わせて1日につき2時間を超えない範囲内となる。

## 3 施行期日

令和8年4月1日

◇上尾市立小・中学校職員服務規程（昭和32年10月8日教育委員会規則第4号）  
 新旧対照表

改正前（ <u>      </u> 改正部分）	改正後（ <u>  太字  </u> 改正部分）
<p>（育児休業等）</p> <p>第17条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員は、<u>育児休業法第19条第1項の規定により部分休業の承認を受けようとするときは、第7号様式の4による部分休業承認請求書をもって教育委員会に請求しなければならない。</u></p> <hr/> <p>4 略</p> <p>5 職員は、<u>第1項から第3項まで</u>の規定による請求に関し、教育委員会の指示があった場合は、当該請求の事由を証明する書類を提出しなければならない。</p>	<p>（出勤）</p> <p>第17条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <b>職員は、育児休業法第19条第2項の規定により部分休業の請求に係る申出をしようとするときは、7号様式の4による部分休業申出書を教育委員会に提出しなければならない。同条第3項の規定により申出の内容を変更しようとするときも、同様とする。</b></p> <p><b>4 前項の申出を行った職員は、育児休業法第19条第1項の規定により部分休業の承認を受けようとするときは、同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の請求にあつては第7号様式の4の2による第1号部分休業簿を、同項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の請求にあつては第7号様式の4の3による第2号部分休業簿をもって教育委員会に請求しなければならない。</b></p> <p>5 略</p> <p>6 職員は、<b>第1項、第2項及び第4項</b>の規定による請求に関し、教育委員会の指示があった場合は、当該請求の事由を証明する書類を提出しなければならない。</p>

第7号様式の4（第17条の2関係）

部分休業申出書

年 月 日

上尾市教育委員会 様

校 名  
 職 名  
 氏 名

次のとおり 年度の部分休業の請求について申し出ます。

1 請求に係る子	氏 名	続 柄	生年月日
			年 月 日生
2 申出内容	種 別	申 出 内 容	
	<input type="checkbox"/> 当初	<input type="checkbox"/> 第1号部分休業 （1日につき2時間を極えない範囲内）	
	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 第2号部分休業 （1年につき条例で定める時間を極えない範囲内）	
3 変更が必要な 事情			
4 備 考			

(注) 1 この申出書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。

2 承認の請求及び承認の取消しの請求は、第1号部分休業の場合は第7号様式の4の2を、第2号部分休業の場合は第7号様式の4の3を提出すること。

第7号様式の4 (第17条の2関係)

(表)

部分休業承認請求書

年 月 日

上尾市教育委員会 様

校 名 .....  
職 名 .....  
氏 名 .....

次のとおり部分休業の承認を請求します。

1 請求に係る子	氏 名		
	続 柄		
	生 年 月 日	年 月 日	生
2 請求期間 及び時間	期 間		時 間
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( )	時 分～時 分
	年 月 日まで		時 分～時 分
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( )	時 分～時 分
年 月 日まで	時 分～時 分		
3 備 考			

- (注) 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書等)又はその写しを添付すること。  
2 部分休業の承認の請求の取消しを届け出る場合は、その旨を裏面に記入すること。  
3 該当する口にはレ印を記入すること。

第7号様式の4（第17条の2関係）

（表）

受 裁 者 決 権		理			部分休業の承認の請求を取り消す時間			時間数	備 考
					月 日	午 前	午 後		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		

(新設)

第7号様式の4の2 (第17条の2関係)

第1号部分休業簿

年度	年度					第1号部分休業簿								請求月日	備考										
	月	日	曜日	時間	事由	月	日	曜日	時間	事由	月	日	曜日			時間	事由								
						月	日	曜日	時間	事由	月	日	曜日	時間	事由	月	日	曜日	時間	事由	月	日	曜日	時間	事由
						月	日	曜日	時間	事由	月	日	曜日	時間	事由	月	日	曜日	時間	事由	月	日	曜日	時間	事由
						月	日	曜日	時間	事由	月	日	曜日	時間	事由	月	日	曜日	時間	事由	月	日	曜日	時間	事由
						月	日	曜日	時間	事由	月	日	曜日	時間	事由	月	日	曜日	時間	事由	月	日	曜日	時間	事由
						月	日	曜日	時間	事由	月	日	曜日	時間	事由	月	日	曜日	時間	事由	月	日	曜日	時間	事由
						月	日	曜日	時間	事由	月	日	曜日	時間	事由	月	日	曜日	時間	事由	月	日	曜日	時間	事由
						月	日	曜日	時間	事由	月	日	曜日	時間	事由	月	日	曜日	時間	事由	月	日	曜日	時間	事由
						月	日	曜日	時間	事由	月	日	曜日	時間	事由	月	日	曜日	時間	事由	月	日	曜日	時間	事由
						月	日	曜日	時間	事由	月	日	曜日	時間	事由	月	日	曜日	時間	事由	月	日	曜日	時間	事由
						月	日	曜日	時間	事由	月	日	曜日	時間	事由	月	日	曜日	時間	事由	月	日	曜日	時間	事由

(注) 承認欄の欄名等は任意変更又は増設できること。

(新設)

第7号様式の4の3 (第17条の2関係)

第2号部分休業簿

年度 \_\_\_\_\_

姓 名 \_\_\_\_\_  
職 名 \_\_\_\_\_  
社 名 \_\_\_\_\_

労働者番号	所属				所属部署 (所属/支店)	部分休業の請求期間							請求期間数	請求月日	備 考			
	所属種別	業 種	業 界	業 団		月 日		時 間										
1						月 日	時	月 日	時	時	分	分	分	分	時	分	月 日	
2						月 日	時	月 日	時	時	分	分	分	分	時	分	月 日	
3						月 日	時	月 日	時	時	分	分	分	分	時	分	月 日	
4						月 日	時	月 日	時	時	分	分	分	分	時	分	月 日	
5						月 日	時	月 日	時	時	分	分	分	分	時	分	月 日	
6						月 日	時	月 日	時	時	分	分	分	分	時	分	月 日	
7						月 日	時	月 日	時	時	分	分	分	分	時	分	月 日	
8						月 日	時	月 日	時	時	分	分	分	分	時	分	月 日	
9						月 日	時	月 日	時	時	分	分	分	分	時	分	月 日	
10						月 日	時	月 日	時	時	分	分	分	分	時	分	月 日	

(注) 承認欄の欄を等号で確定変更又は削除できること。

## ◇部分休業について

### 1 現状

取得可能な職員においては、勤務時間の始め又は終わりにおいて2時間の範囲内で取得している。(30分単位)

### 2 改正点

学校職員は、部分休業の請求に係る申出又は申出の内容の変更にあたり、第1号部分休業又は第2号部分休業のいずれの部分休業とするか部分休業申出書(第7号様式の4)により教育委員会に提出しなければならないこととした。

また、第1号部分休業を請求する場合は第1号部分休業簿(第7号様式の4の2)を第2号部分休業を請求する場合は第2号部分休業簿(第7号様式の4の3)により教育委員会に請求しなければならないこととした。

**令和7年度改正(令和7年10月1日施行)**

**(1) 部分休業の取得方法の拡充** 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(令和7年7月4日公布・令和7年10月1日施行)

1日につき2時間を超えない範囲内での取得または、1年につき10日相当を超えない範囲内での取得を可能とし、いずれかの取得方法を選択可能とする。

**【改正前】**

勤務時間の**始め又は終わり**において  
2時間の範囲内で取得可能(30分単位)

(例)

1h	勤務時間	1h
----	------	----

**【改正後】①又は②を選択**

①【第1号部分休業】  
勤務時間の**任意の時間**において2時間の範囲内で取得可能(30分単位)

(例)

勤務時間	1h	勤務時間	1h
------	----	------	----

又は

②【第2号部分休業】  
1年につき**77時間30分**(10日相当)の範囲内で取得可能(1時間単位)

※特別な事情がある場合は、それぞれの取得方法について変更が可能

(例)

任意の時間に取得することが可能(1日単位で取得することも可能)
---------------------------------

### 3 得られる効果など

- (1) 勤務時間の始め又は終わりではなく、勤務時間の任意の時間に2時間の範囲内で取得できるようになったため、部分休業がより取得しやすい環境となった。
- (2) 第2号部分休業では、1年につき77時間30分(10日相当)の範囲内で取得することができ、1日単位で取得することも可能となった。より柔軟な制度となり、ワークライフバランスを保持しながら勤務できるようになった。

### 4 今後のスケジュールについて

- (1) 令和8年3月定例教育委員会に議案提出
- (2) 議決後、速やかに各学校に通知し、令和8年4月1日から運用開始とする。

## ◇「上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則」の概要

### 1 改正の理由

卒業証書中に句点が表示されているため、句点を削除し、適切な卒業証書様式にするためのものである。

### 2 改正点

卒業証書中「証する。」を「証する」に改めたこと

### 3 施行期日

令和8年4月1日

◇上尾市立小・中学校管理規則（昭和32年上尾市教育委員会規則第5号） 新旧対照表

改正前（ <u>    </u> 改正部分）	改正後（ <u>太字</u> 改正部分）
<p>別記様式（第9条関係）</p> <p>印</p> <p>第 号</p> <p>校印</p> <p>右の者は</p> <p>学校の課程を卒業したことを証する。</p> <p>年 月 日</p> <p>埼玉県上尾市立 学校長 氏</p> <p>名 印</p> <p>生 年 月 日 名</p> <p>一 卒 業 証 書</p>	<p>別記様式（第9条関係）</p> <p>印</p> <p>第 号</p> <p>校印</p> <p>右の者は</p> <p>学校の課程を卒業したことを証する。</p> <p>年 月 日</p> <p>埼玉県上尾市立 学校長 氏</p> <p>名 印</p> <p>生 年 月 日 名</p> <p>卒 業 証 書</p>

## ◇卒業証書について

### 1 法的根拠

#### (1) 学校教育法施行規則第五十八条

校長は、小学校の全過程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与しなければならない。

#### (2) 上尾市立小・中学校管理規則第9条

卒業証書は、別記様式による。

### 2 卒業証書授与について

上尾市立小・中学校においては、3月実施の卒業証書授与式で各校長が児童生徒に授与している。やむを得ず卒業証書授与式を欠席した児童生徒については、当日中に、時間を遅らせるなどの対応をとり、各校長が直接授与している。

### 3 卒業証書の様式について

上尾市立小・中学校管理規則別記様式による。文体については、句読点を使用しない。

### 4 今後のスケジュールについて

#### (1) 令和8年3月定例教育委員会に議案提出

#### (2) 議決後、速やかに各学校に通知し、令和8年4月1日から運用開始とする。

凡例 「○○○」を加える場合・・・○○○ →太字&網掛け  
ただし、改正する条等の部分のみ表記

●上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程

(平成22年教育委員会訓令第1号)

【改正要旨】

教育委員会に対する請願の処理に関する事項の決裁区分を定めるもの。  
(教育総務部教育総務課の表関連)

教育総務部教育総務課

事項	事務	教育委員会決裁	教育長専決	部長専決	課長専決
5 教育委員会に対する請願の処理に関する事項	請願を受理し、処理すること。	重要なもの	軽易なもの		
6 入学準備金及び奨学金に関する事項	(1) 入学準備金又は奨学金の貸付を決定し、又は当該決定を取り消し、若しくは停止すること。			○	
	(2) 入学準備金及び奨学金の返還を管理すること。				○